



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 6 月 16 日（月曜日） 第 620 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○液化石油ガス販売事業者の認定……………（消防保安課） 1	頁
○救急病院の辞退……………（医療政策課） 1	
○救急病院の認定……………（ “ ” ） 1	
○保安林の指定の解除予定……………（自然環境課） 1	
○道路の区域の変更（2 件）……………（道路保全課） 1	
○道路の供用の開始（2 件）……………（ “ ” ） 2	

○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課） 2	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出（2 件）……………（団体指導検査課） 2	
○土地改良区の定款変更の認可（2 件）……………（ “ ” ） 3	
○公共測量の終了の通知……………（管理課） 3	
○入札公告…………… 3	
公安委員会告示	
○特別遊泳場の指定…………… 5	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 353号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第 149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名又は名称	住 所	認定の種別	認定年月日
株式会社ツバメガス宮崎	宮崎市高岡町五町 235番地	第 1 号認定液化石油ガス販売事業者	令和 7 年 5 月 28 日

宮崎県告示第 354号

次の医療機関を、令和 7 年 4 月 30 日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院を辞退した。

令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地
ベテスダクリニック	都城市年見町23号12番地

宮崎県告示第 355号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
海老原総合病院	児湯郡高鍋町大字上江 207番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和 7 年 7 月 6 日から令和10年 7 月 5 日まで

宮崎県告示第 356号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 宮崎市大字塩路字浜山3083－42（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 解除の理由 社会教育施設用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 357号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 16 日から同年同月 30 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	269号	都城市栄町15号1 番 1 地先から同市同町13号	旧	15.2～26.0	135.6
				新	15.2～	135.6

			7 番地先ま で		26.0	
--	--	--	-------------	--	------	--

宮崎県告示第 358号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 16 日から同年同月 30 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
26	県道	宮崎須 木線	小林市須木 下田内山国 有林2008林 班い小班か ら同市須木 下田内山国 有林2008林 班い小班ま で	旧	6.6～ 9.3	22.3
				新	6.6～ 49.7	22.3

宮崎県告示第 359号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 16 日から同年同月 30 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	269号	都城市栄町 15号 1 番 1 地先から同 市同町13号 7 番地先ま で	令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県告示第 360号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 16 日から同年同月 30 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	小林市須木 下田内山国 有林2008林 班い小班か ら同市須木 下田内山国 有林2008林 班い小班ま で	令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県告示第 361号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 届出者の名称
一般財団法人日本建築総合試験所
- 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大阪事務所	大阪府大阪市中央区内本町 2 丁目 4 番 7 号
東京事務所	東京都港区西新橋 1 丁目 5 番 8 号

- 変更年月日
令和 7 年 7 月 1 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、田野町北地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 添 安 博	宮崎市田野町甲2074番地 3
理 事	鳥 瀬 順 一	宮崎市田野町乙 10685番地 4
理 事	平 原 浩 高	宮崎市田野町乙9158番地 4
理 事	櫛 間 真一郎	宮崎市田野町乙 10141番地 1

理 事	川 越 崇 臣	宮崎市田野町乙9924番地 6
監 事	櫛 間 誠 治	宮崎市田野町乙 10150番地 6
監 事	黒 木 健 富	宮崎市田野町乙8553番地 1

（任期：令和10年4月8日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17
理 事	川 越 栄 二	宮崎市田野町乙9689番地
理 事	川 添 幸 治	宮崎市田野町甲1596番地ロ号
理 事	金 松 文 雄	宮崎市田野町乙 10582番地15
理 事	安 藤 立 信	宮崎市田野町乙9684番地
監 事	永牟田 茂	宮崎市田野町甲2801番地 5
監 事	末 原 清 利	宮崎市田野町乙8534番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、田野町拾ヶ島・七野地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年6月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	廣 山 健	宮崎市田野町乙2785番地 1
理 事	二 宮 三 郎	宮崎市田野町乙7672番地 1
理 事	谷 口 誠	宮崎市田野町乙5238番地
理 事	野 崎 敏 治	宮崎市田野町乙2775番地 1
理 事	川 越 康 成	宮崎市田野町乙2749番地 1
監 事	吉 野 裕 徳	宮崎市田野町乙5230番地 2
監 事	高 間 秀 一	宮崎市田野町乙1670番地 8

（任期：令和11年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	二 宮 三 郎	宮崎市田野町乙7672番地 1
理 事	廣 山 健	宮崎市田野町乙2785番地 1
理 事	谷 口 裕 章	宮崎市田野町乙5238番地
理 事	野 崎 敏 治	宮崎市田野町乙2775番地 1
理 事	川 越 康 成	宮崎市田野町乙2749番地 1
監 事	吉 野 正 直	宮崎市田野町乙5230番地 2
監 事	高 間 秀 一	宮崎市田野町乙1670番地 8

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）から令和7年3月21日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年6月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、下本庄土地改良区（国富町）から令和7年5月21日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年6月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和7年6月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 作業の種類
公共測量（路線測量）
- 作業地域
宮崎県都城市山之口富吉、北諸県郡三股町大字長田
- 作業終了日
令和7年3月25日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年6月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 競争入札に付する事項
 - 件 名 自動車保有OSSシステム用機器の賃貸借及び保守
 - 借入物品及び数量 自動車保有OSSシステム機器 一式
 - 借入物品の特質等 仕様書のとおり
 - 契約期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで
 - 納入場所 宮崎県警察本部
 - 要求所属 宮崎県警察本部交通部交通規制課
宮崎市旭一丁目8番28号

郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

- (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料含む。）の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)～(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- 4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、納入する物品が仕様を満たしているか、令和7年7月31日（木）午後5時までに要求所属へ審査書類を提出し、審査を受けること。

審査の方法については、入札説明書のとおりとし、審査結果については令和7年8月21日（木）までに要求所属から連絡する。

要求所属から機器審査結果の承認通知を受けた者は、競争入札参加申請書（別記様式1）に必要書類を添えて、令和7年8月29日（金）午後5時までに下記13の場所に提出すること。

また、上記書類の提出方法については、持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）すること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

4(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間

令和7年6月16日（月）から令和7年7月24日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

(2) 期間 令和7年6月16日（月）から令和7年9月2日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。

7 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 令和7年6月16日（月）から令和7年7月31日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。

※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

(3) 仕様、入札に関する質疑受付期限及び回答予定日

令和7年7月29日（火）午後5時までに入札質問書を持参のほか、送付又は電子メール（アドレス：mpha0201@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。電話による質問は認めない。送付及び電子メールにより提出する場合は、提出する前に必ず電話で送付又は電子メールで入札質問書を提出する旨連絡すること。送付又は電子メールで入札質問書を提出する場合は、令和7年7月29日（火）午後5時必着とする。

上記入札質問書に対する回答は令和7年7月31日（木）までに実施する。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- (2) 期限 令和 7 年 9 月 2 日（火）午前 9 時（送付にあっては、下記 13 の場所に令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 5 時必着とする。）
- (3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室
- (2) 日時 令和 7 年 9 月 2 日（火）午前 9 時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease and maintenance of equipment for car ownership one stop service system, 1 sets
- (2) Time limit for tender: 9:00 a.m. 2 September, 2025 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 1 September, 2025)
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第 57 号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 37 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

海水浴場等の名称	所在地	指定期間
青島海水浴場	宮崎市青島 2 丁目 233 番地	令和 7 年 7 月 5 日から 同 年 8 月 31 日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ	令和 7 年 7 月 6 日から

	脇	同 年 8 月 31 日まで
大堂津海水浴場	日南市大堂津 大堂津 海浜	令和 7 年 7 月 5 日から 同 年 8 月 31 日まで
日南市 栄松ビーチ	日南市南郷町中村乙 41 78 番地 1	令和 7 年 7 月 19 日から 同 年 8 月 31 日まで
お倉ヶ浜海水浴場	日向市大字平岩 お倉 ヶ浜海岸	令和 7 年 7 月 19 日から 同 年 8 月 17 日まで
金ヶ浜海水浴場	日向市大字平岩 金ヶ 浜海岸	令和 7 年 7 月 19 日から 同 年 8 月 17 日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 7 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 7 年 6 月 16 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	2 号警備業務	令和 7 年 9 月 16 日（火） から同年 9 月 24 日（水） まで（土曜日・日曜日及 び祝日を除く。）	30 人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1 年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1 年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務

の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター

電話0985－58－1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務	令和7年7月28日（月）から8月8日（金） まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9 時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込み時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985－28－0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985－31－0110）に行うこと。